

平成31年度泉北地域水防災連絡協議会 行政WG 議事概要

■ 日時 : 平成31年4月26日(金) 14:00~16:00

■ 場所 : 鳳土木事務所 大会議室

■ 構成機関: 規約行政WG機関の参加

■ 議事内容

【協議事項】

- (1) 泉北地域水防災連絡協議会規約の改正
- (2) 概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況
- (3) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定
- (4) 緊急行動計画改定を踏まえた「泉北地域の防災・減災に係る取組方針」改定案
- (5) 泉北地域の防災・減災に関する取組紹介

【意見交換】

- (1) 2019年度事業予定箇所
- (2) おおさかタイムライン防災プロジェクト
- (3) 洪水浸水想定区域の指定及び公表(大津川水系・泉北地域管理河川)
- (4) 平成30年度災害の振り返り

【報告】

- (1) 2019年度 大阪府水防計画の改正
- (2) 要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況(H30年度末)
- (3) 大阪府河川防災情報のリニューアル

【情報提供】

- (1) 気象庁の動き(大阪管区气象台)
- (2) 大阪府強靱化地域計画について(大阪府企画室)

■ 開催状況



■ 協議事項の概要

(1) 泉北地域水防災連絡協議会規約の改正(事務局説明)

- Ⅰ 構成員、行政WGメンバーの一部変更を説明。
- Ⅰ 今回説明した機関以外にも変更あり。協議会時には各機関の意見を踏まえ、規約改正を行うことで了解。

- (2) 概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況（事務局説明）
 - ┆ 平成30年度末の取組項目に対する進捗状況を説明。
 - ┆ 意見無し。協議会に報告することで了解。
- (3) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定（事務局説明）
 - ┆ 緊急行動計画改定の経緯やポイントを説明。
 - ┆ 意見無し。
- (4) 緊急行動計画改定を踏まえた「泉北地域の防災・減災に係る取組方針」改定案（事務局説明）
 - ┆ 泉北地域の防災・減災に係る取組方針改定案を説明。
 - ┆ 意見無し。協議会に報告することで了解。
- (5) 泉北地域の防災・減災に関する取組紹介（事務局説明）
 - ┆ 主な取組内容の説明。
 - ┆ 大津川水系広域タイムライン検討に着手予定。
 - ┆ 大阪湾域高潮タイムライン策定部会（仮称）を発足、作成に着手予定。
 - ┆ 大津川流域広域タイムライン及び大阪湾域高潮タイムラインの策定部会を本協議会の行政WGに位置付けていく予定。
 - ┆ 協議会では4市1町より取組内容の説明を依頼。
 - ┆ 意見無し。協議会に報告することで了解。

■ 意見交換の概要

- (1) 2019年度事業予定箇所（事務局説明）
 - ┆ 今年度の河川砂防、港湾、維持管理事業箇所を説明。
- (2) おおさかタイムライン防災プロジェクト（河川室説明）
 - ┆ 今後のタイムライン作成等に関するスケジュールや方針を説明。
- (3) 洪水浸水想定区域の指定及び公表（大津川水系・泉北地域管理河川）（事務局説明）
 - ┆ 平成31年3月に改正した大津川流域の浸水想定区域図及び洪水リスク表示図を公表、流域市町へ提供。
 - ┆ 今年度以降の改定等スケジュールを説明。
- (4) 平成30年度災害の振り返り（事務局説明）
 - ┆ 平成30年度の主な災害を報告。
 - ┆ 泉北地域に多大な被害があった台風第21号の被害を報告。

■ 報告事項の概要

- (1) 2019年度 大阪府水防計画の改正（事務局説明）
 - ┆ 防災対応の長期化に備え、効率的かつ持続可能な配備体制の見直し。
 - ┆ 大雨警報等を補足する情報の追記や警報等伝達系統図を補足。
- (2) 要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況（H30年度末）（事務局説明）
 - ┆ 避難確保計画策定状況や訓練実施状況を報告。
 - ┆ 計画策定や訓練実施に向けて引き続き支援をお願いしたい。
- (3) 大阪府河川防災情報のリニューアル（河川室説明）
 - ┆ ホームページで共有する「大阪府河川防災情報」について、地図情報を加えリニューアル。

■ 情報提供の概要

(1) 気象庁の動き（大阪管区气象台）

- Ⅰ 予測期間が延びたことや今後の改善内容について説明。
- Ⅰ 「危険度分布」の通知サービスを6月以降に開始予定。関係機関へ通知サービスの提供について調査予定。
- Ⅰ 防災気象情報の「警戒レベル相当情報」を説明。

(2) 大阪府強靱化地域計画について（大阪府企画室）

- Ⅰ 強靱化計画の経緯、概要等の情報提供。

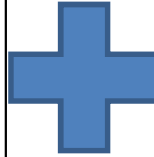
前回までの規約改正の概要・変更点

これまでの目的

- 洪水、津波又は高潮に関する水防災に関する取組み

これまでの取り組み

- 水防計画等の市等関係機関への周知
- 雨量・水位等の情報伝達
- 情報連絡システムの整備
- 水防体制、備蓄器材に関する情報交換
- 水防災に係る危機管理に関する情報交換



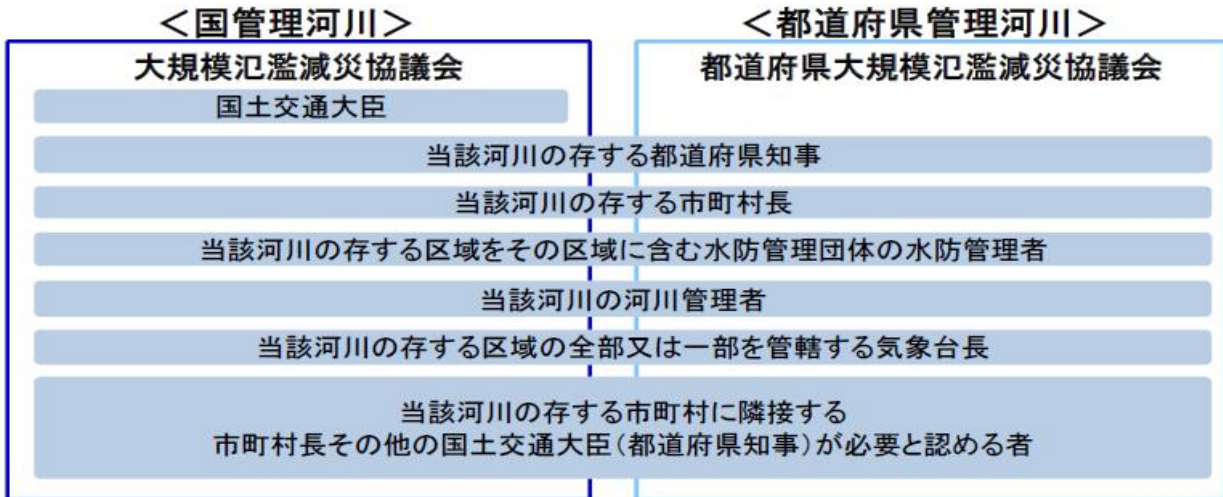
追加する目的

- ◆土砂災害
- ◆水防法第十五条の十に準じる協議会位置付け

追加する取り組み

- ◆防災、減災対策の取組方針を定めるための協議・検討・共有（5年間で達成目標の検討・共有）
- ◆防災、減災対策の取組方針等を検討する行政WGを組織する。

【協議会構成員について】



「当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の国土交通大臣(都道府県知事)が必要と認める者」として想定される構成員は以下のとおりであるが、協議会毎に実施すべき取組内容等の地域の実情に鑑みて決定。

- ・浸水が想定される近隣の市町村
- ・広域避難の受入先として想定される近隣の市町村
- ・警察、消防、自衛隊
- ・地形情報を有する国土地理院
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

都道府県大規模氾濫減災協議会においては国の支援等として河川事務所長等が積極的に参画。

今回の規約改正の概要・変更点

協議会、行政WGの構成機関の修正

行政WGの構成員変更

例:和泉市市長公室長⇒危機管理監

協議会の構成員変更

例:大阪ガス株式会社導管事業部⇒大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉北地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「泉北地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「泉北地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「泉北地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「泉北地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 「泉北地域」に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前項（1）（2）（3）（4）の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉北地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、構成員より選出した会長職務代理者が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府鳳土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成16年6月17日から実施する。

この規約は、平成24年6月21日から実施する。

この規約は、平成29年12月19日から実施する。

この規約は、平成30年5月29日から実施する。

この規約は、令和元年〇月〇日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
堺市長
和泉市長
泉大津市長
高石市長
忠岡町長

(自治体関係)

府鳳土木事務所長
府泉北地域防災監
府富田林土木事務所長
府港湾局総務企画課長
府環境農林水産部水産課長
府南部流域下水道事務所長
府泉州農と緑の総合事務所長
府和泉保健所長

(国関係)

大阪管区気象台長

(警察機関)

府堺警察署長
府北堺警察署長
府西堺警察署長
府南堺警察署長
府黒山警察署長
府泉大津警察署長
府和泉警察署長
府高石警察署長

(消防機関)

堺市消防局長
和泉市消防長
泉大津市消防長
忠岡町消防長

(占用事業者)

関西電力株式会社 大阪支社 南大阪地域統括長
西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害対策室担当課長
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部部長
大阪広域水道企業団南部水道事業所長

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長
南海電気鉄道株式会社 工務課長
阪堺電気軌道株式会社 技術課長
泉北高速鉄道株式会社 技術部審議役兼土木課長

(陸上自衛隊)

陸上自衛隊信太山駐屯地 第37普通科連隊 第3科長

【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

(別表2)

(自治体関係)

府泉北地域防災監
府鳳土木事務所 建設課長
府事業管理室 事業企画課 参事
府河川室 河川整備課 参事
府港湾局 危機管理グループ課長補佐
府環境農林水産部水産課企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐
堺市危機管理室長
堺市土木部長
堺市下水道部長
和泉市危機管理監
和泉市都市デザイン部長
和泉市上下水道部長
泉大津市総合政策部危機管理監
泉大津市都市政策部長
高石市総務部長
高石市土木部長
忠岡町町長公室長
忠岡町産業まちづくり部長

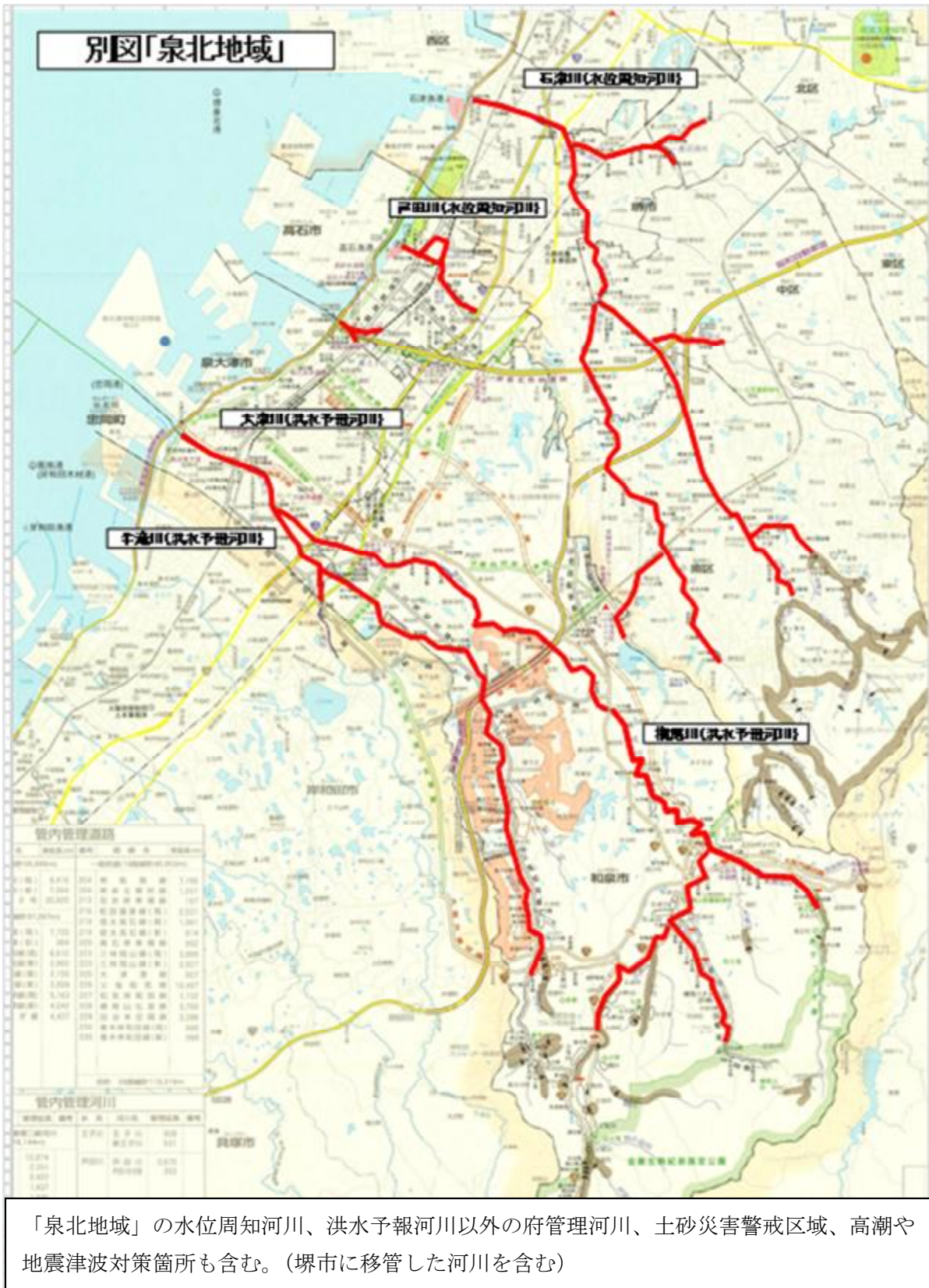
(国関係)

大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐

(別図)



「泉北地域」の水位周知河川、洪水予報河川以外の府管理河川、土砂災害警戒区域、高潮や地震津波対策箇所も含む。(堺市に移管した河川を含む)

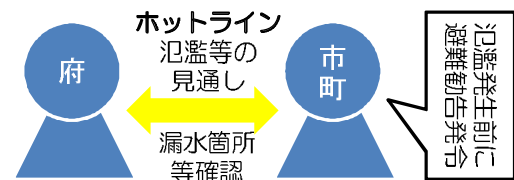
泉北地域の防災・減災に関する 主な取組状況と今後の予定

1

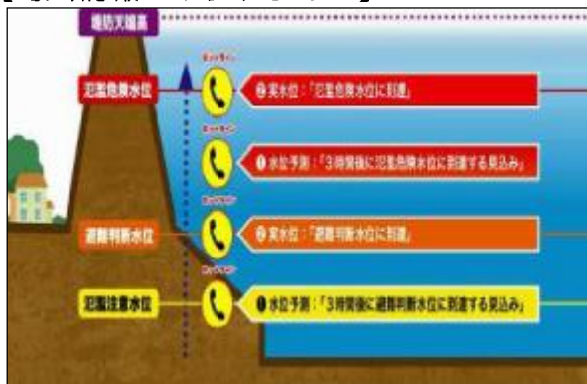
情報伝達、避難計画等に関する事項

住民避難に備えたホットライン構築

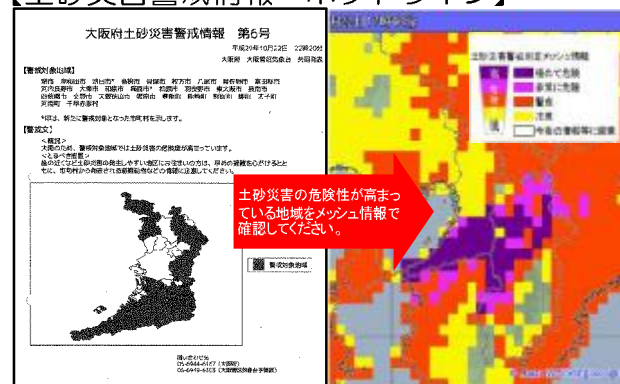
河川の水位上昇状況や土砂災害警戒情報など、住民の避難行動に必要な情報を、見逃さず、迅速かつ確実に市町村長へ伝えるホットラインを構築



【河川情報 ホットライン】



【土砂災害警戒情報 ホットライン】



平成30年度の実施：7月豪雨、台風第21号時に土砂災害警戒情報、石津川水位上昇のホットラインを実施。

令和元年度の実施予定：

洪水、土砂災害で構築したホットラインを引き続き実施、検証、高潮災害に備えたホットラインの構築を検討

2

情報伝達、避難計画等に関する事項

広域・多機関・地域 タイムライン構築

台風襲来などの大規模水害に備え、市、町、大阪府などの関係機関と連携し、事前に取り組むべき行動を時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）を作成

【タイムラインとは】

【行政間タイムライン（事例：高石市⇄大阪府）】

災害が発生することを前提として、関係機関が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目した防災行動計画

「いつ」を決めることで、其々が迷う時間を少なくし、「時間軸」を考慮することで、行動の無理・無駄が把握。

「誰が」「何を」を1枚にまとめて共有することで、関係者が連携した防災活動、避難行動に繋がります。



平成30年度の取組：和泉市風水害タイムライン検討会を2回実施し、タイムライン案を作成。沿岸市町の実務者を対象とした、高潮タイムライン勉強会を実施、タイムライン案を作成。

令和元年度の取組予定：大津川水系浸水想定区域図を踏まえ、大津川水系広域タイムラインの勉強会を開催予定。沿岸市町が参画する「大阪湾（泉州）高潮水害タイムライン策定WG（仮称）」を発足し、高潮タイムライン作成に着手予定。

3

情報伝達、避難計画等に関する事項

ICTを活用した洪水情報の提供

現行で提供している河川水位や雨量などの防災情報の充実に加え、ICTを活用し住民へ分かりやすい防災情報の提供に努める

【HP等で提供している防災情報】

【防災情報の充実案】



平成30年度の取組：父鬼川、百済川に危機管理型水位計を設置、運用開始。大阪府河川防災情報HPのリニューアルし運用開始。

今後・5年間の取組：

2021年度末の運用を目指し、水防災情報システムの再整備を着実に実施。

4

情報伝達、避難計画等に関する事項

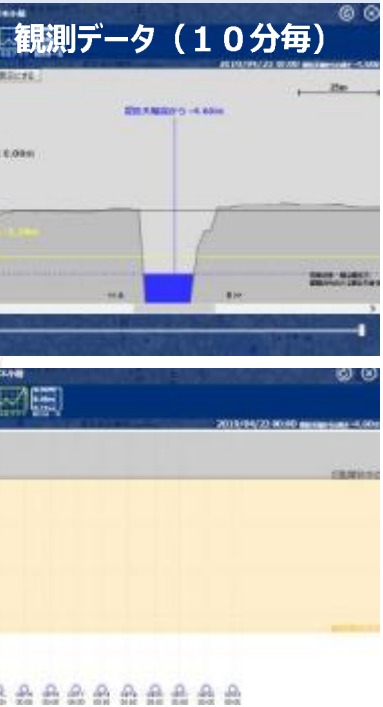
危機管理型水位計を設置



百済橋（宮本小橋下流）



父鬼川（常盤橋下流）



情報伝達、避難計画等に関する事項

要配慮者利用施設の避難対応

水害リスクが高い区域や土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設については、水防法等において避難確保計画や避難訓練の実施を義務化



施設作成の避難計画に水害編等も追加

【要配慮者利用施設管理者への説明会】



（堺市）

市、町で説明会実施
約900施設が参加



（忠岡町）

【避難訓練や避難確保計画】



泉大津市内の施設で避難訓練

和泉市域の施設の避難確保計画



平成30年度の取組：市、町の各部局より要配慮者利用施設管理者へ避難確保計画作成や訓練実施の周知

今後・5年間の取組：

市、町は、引き続き、要配慮者利用施設管理者へ避難確保計画作成や訓練実施への周知や助言、支援する。また、大阪府も市、町へ支援する

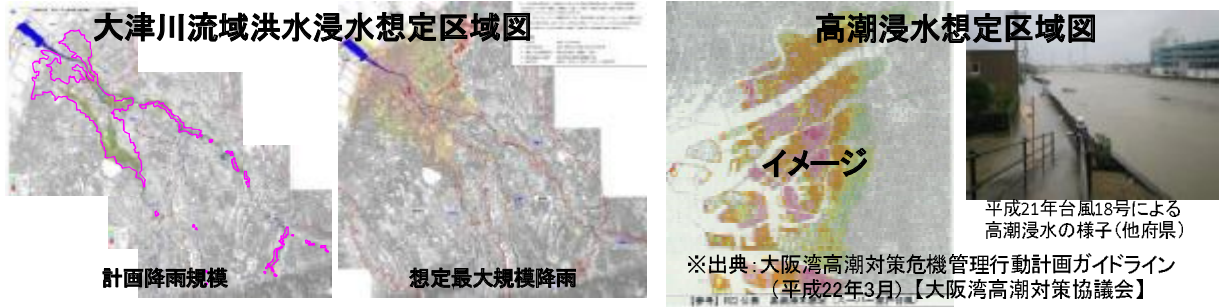
平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

想定最大規模の浸水想定区域図、水害ハザードマップ

住民の避難行動につながる地域の水害危険性の周知するため、大阪府（河川・高潮）は想定最大規模の浸水想定区域図作成、周知に努める。また、作成された浸水想定区域図を基に関連する市、町は水害ハザードマップを作成、住民への周知や避難訓練等に努める

【想定最大規模の洪水・高潮浸水想定区域図】

想定し得る最大規模の降雨・高潮に対する避難確保・被害軽減を目的に



平成30年度の取組：大津川水系の浸水想定区域図を31年3月に公表。
大阪湾高潮浸水想定区域図の作成に着手。

令和元年度の取組：

- ・石津川水系及び芦田川の洪水浸水想定区域図作成に着手
- ・大阪湾の想定最大規模の高潮浸水想定区域図を公表予定

7

平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

地域版ハザードマップ作成など

水害リスクの高い地域や土砂災害警戒区域にある地域の自治会や自主防災組織等を対象とした防災出前講座や地域版ハザードマップ作成等に努め、住民の防災意識向上へ繋げる

【市町ハザードマップ、避難訓練】

【防災出前講座など】



平成30年度の取組：市、町において、地区単位の防災出前講座や自主防災組織リーダーへの研修会を実施。また、水害や土砂災害リスクの高い自治会等での地域版ハザードマップ作成。

今後・5年間の取組：市、町は、引き続き、地域版ハザードマップ作成を進め、教育委員会と連携、協力して、学校における防災教育の充実や地域防災力向上に向けた人材育成を図る。大阪府も、市、町の取組みに積極的に支援する。

8

水防体制の強化、自衛水防の推進

水防体制の強化、水防に関する広報など

水防活動に係わる関係者（市、町、大阪府、消防機関等）が連携し、水防箇所の点検や技術向上のための水防訓練、また、水防活動の広報等を行い、より一層の水防体制の強化や自衛水防の推進に努める

【合同水防演習や訓練】



【協議会で「防災情報の勉強会」を実施】



今後・5年間の取組：市、町や消防機関による水防演習や重要水防箇所の合同点検、府主催の風水害訓練との連携訓練などを行い、水防体制の連携や技術力強化。大規模氾濫を想定し、タイムラインを活用した訓練などを通じ、防災機関との連携を図る。

9

洪水氾濫等を未然に防ぐ対策

河川管理施設等の着実な整備等

「今後の治水対策の進め方（平成22年6月）」「今後の土砂災害対策の進め方（平成24年8月）」策定、人命を守ることを最優先にすることを基本的理念とし、府民が実感できる「防ぐ」施策の着実な実施に努める

【河川改修、津波（高潮）、土砂災害対策など】



今後・5年間の取組

河川整備計画や中期計画等に基づき、河川改修や土砂災害対策などを着実に実施していくとともに、整備状況等や整備方針について協議会で情報共有を図る

10

洪水氾濫等を未然に防ぐ対策

河川施設等の維持管理

大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状況を把握を行い、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、身近な河川や砂防施設の状況を知って頂くために府民へ「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」を公表

【河川堆積土砂除去など】



石津川老朽対策
(矢板護岸)

【河川砂防施設点検等の実施及び公表】



今後・5年間の取組

河川、砂防施設等の適切な維持管理に努めるとともに、維持管理（堆積土砂除去や河道内草木対策）状況や定期点検結果、実施時期等について協議会で情報共有を図る

洪水浸水想定区域の指定及び公表(泉北地域の管理河川・大津川水系)
浸水想定区域図やリスク図の改定内容等

資料 3

○改定された浸水想定区域図作成方法・内容

◇公表済みの現行浸水想定区域図作成の考え方

・前提となる降雨は、**計画規模**
※計画規模とは、河川整備基本方針に規定する基本高水の設定の前提となる降雨

想定最大規模降雨
による浸水想定



◇改定する洪水浸水想定区域図作成の考え方

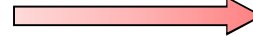
・前提となる降雨を**想定最大規模に変更**

⇒想定最大規模の浸水範囲・
浸水深の公表

・計画規模の降雨も対象として実施

・浸水解析においては、**排水施設の効果を
見込んでいない**

浸水継続時間の算出
時系列の氾濫シミュレーション



・浸水継続時間算出のため、**排水施設による
排水効果を見込むよう変更**

⇒浸水継続時間の公表

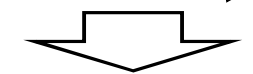
・算出する情報は、最大包落の**浸水想定
区域、浸水深のみ**規定

家屋倒壊等氾濫想定区域
の評価



・氾濫流及び河岸浸食による**家屋倒壊等
氾濫想定区域の設定を追加**

⇒家屋倒壊等氾濫想定区域の公表
※水防法では公表を定められていない



改定マニュアルに基づき、洪水浸水想定区域図を作成・更新・公表、また洪水リスク表示図も更新・公表

○作成・更新内容のまとめ

	1/10 (リスク図)	1/30 (リスク図)	1/100 (漫想・リスク図)	1/200 (リスク図)	想定最大 (1/1000以上) (漫想・リスク図)
浸水深	更新	更新	更新	想定最大に変更 (更新なし)	新規(水防法)
浸水継続時間	—	—	—	—	新規(水防法)
家屋倒壊危険ゾーン	—	—	—	—	新規

1

泉北地域管理河川の公表スケジュール

p 大津川水系の浸水想定区域図・洪水リスク図の公表

- ・市町説明 : 平成31年2月19日(火)
- ・公表 : **平成31年3月20日(水)**
- ・公表対象 : 想定最大の浸水想定区域図は、洪水予報河川・区間等に限らず、洪水リスク表示図に合わせ水系の全河川(水系全体で氾濫解析実施)

p 管内河川の浸水想定区域図・洪水リスク図の改定予定

作成開始 年度	公表 年度	水系名	河川名
H29	H30	大津川	大津川 、 横尾川 、 牛滝川 、東横尾川、父鬼川、松尾川
H30	H31	芦田川	芦田川 、芦田川分水路
H31	H32	石津川	石津川 、百済川、百舌鳥川、和田川、陶器川、甲斐田川、妙見川
H32	H33	王子川	王子川、新王子川

※ 太字・下線は、水防警報河川

洪水浸水想定区域の指定及び公表(泉北地域の管理河川・大津川水系)
浸水想定区域図作成に係る水防法改定の経緯

参考


○浸水想定区域図作成方法・内容が以下のように改定

□平成27年7月水防法が改正され、浸水想定区域図の内容変更がなされた。

「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」公表(H27.7)、「水害ハザードマップ作成の手引き」改正(H28.4)

背景

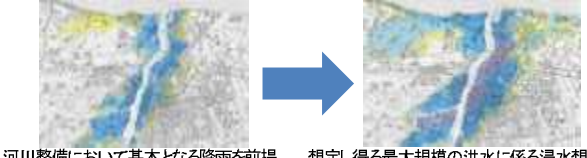
近年、現在の堤防等の施設計画を超える浸水被害が多発



H26.8避難所2階の浸水 (徳島県) H25.8梅田駅周辺の浸水 (大阪市)

改正の概要

○ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表**
(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



河川整備において基本となる降雨を前提 想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

(洪水浸水想定区域)

第十四条(→平成27年改正)

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、**都道府県知事は**、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、**想定最大規模降雨**(想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

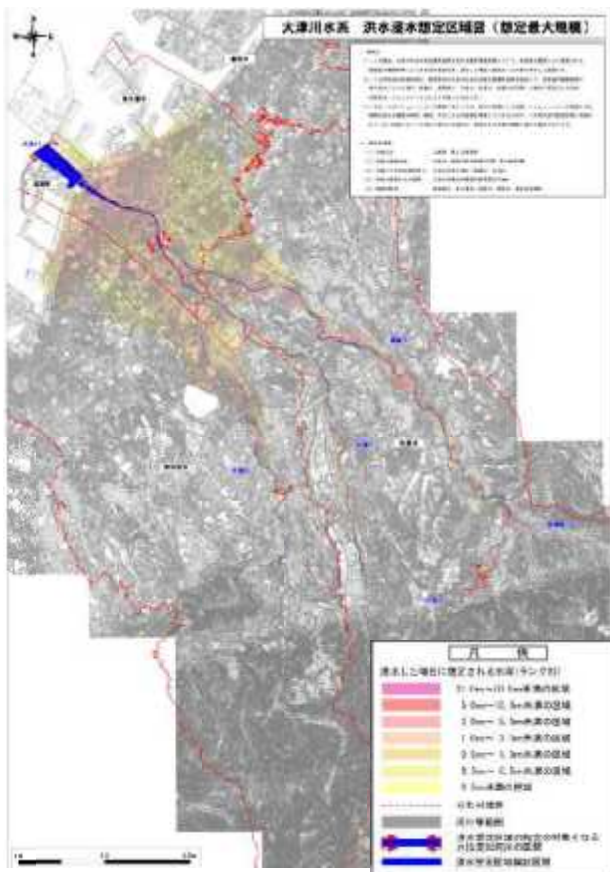
<改正により新たに公表する情報>

- 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) → 根拠法令:水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
- 洪水浸水想定区域図(計画規模) → 根拠法令:水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
- 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間) → 根拠法令:水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
- 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域)[氾濫流] → 大阪府独自の設定
- 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域)[河岸侵食] → 大阪府独自の設定

1

洪水浸水想定区域図(最大浸水深) 想定最大規模

参考



○浸水深の表現

【浸水深の表示方法】

○浸水深は、一般的な住宅において

- 【床下程度となる0.5m未満】
 - 【床上から1階が浸水する0.5m~3.0m】
 - 【2階部分も浸水する3.0m~5.0m】
 - 【2階も水没する5.0m以上】
 - 【4階も浸水(マンション・商業ビル・学校)する10.0m~20.0m】
 - 【7階程度が水没する20.0m以上】
- を含む6段階で表示します。



※表の番号はRGBの数値を示しています。浸水想定マニュアルにおいて、誰でも同色を指定できる工夫です。

H18現行浸水

浸水深

- ~0.5m
- 0.5~1.0m
- 1.0~2.0m
- 2.0~3.0m
- 3.0~5.0m
- 5.0m~

H24現行リスク図

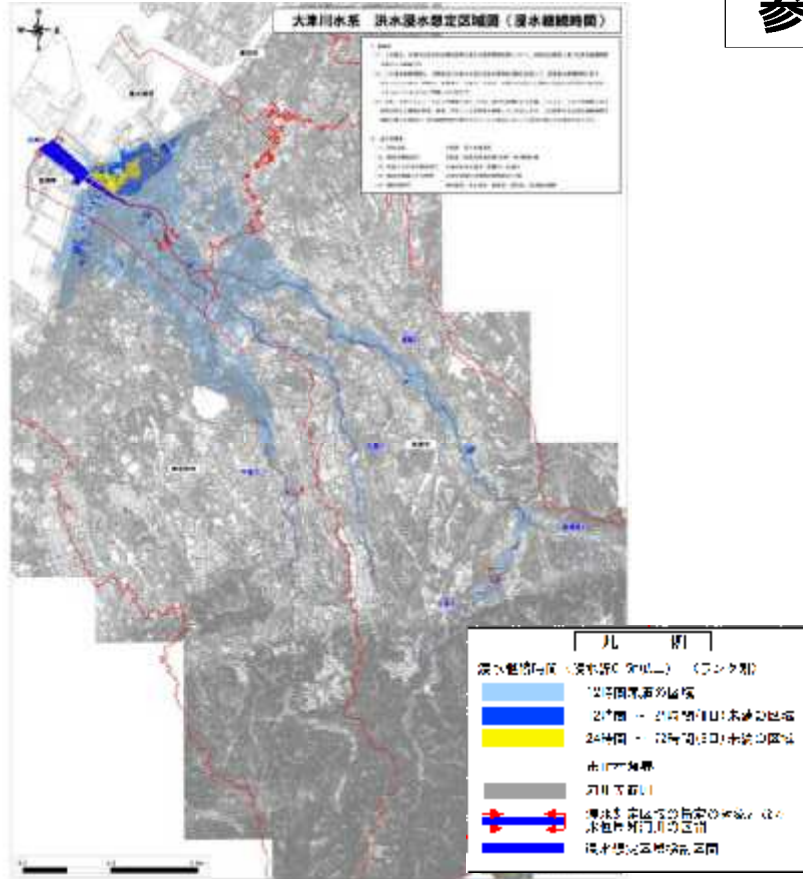
凡例 (浸水深)

- 0.5m未満
- 0.5m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上 3.0m未満
- 3.0m以上 4.0m未満
- 4.0m以上 5.0m未満
- 5.0m以上
- × 破壊地点
- × 越水地点

4

洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)【今回新たに明示】

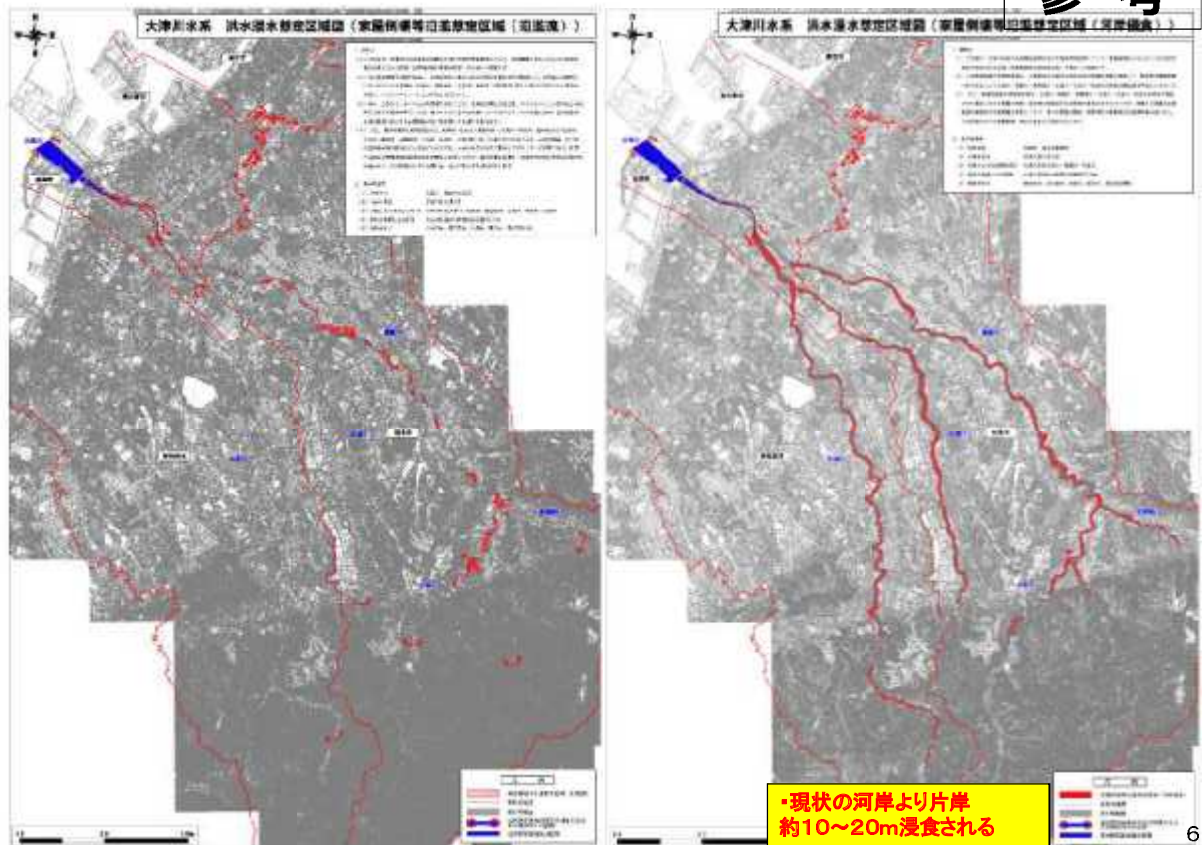
参考



5

家屋倒壊等氾濫想定区域【今回新たに明示】

参考



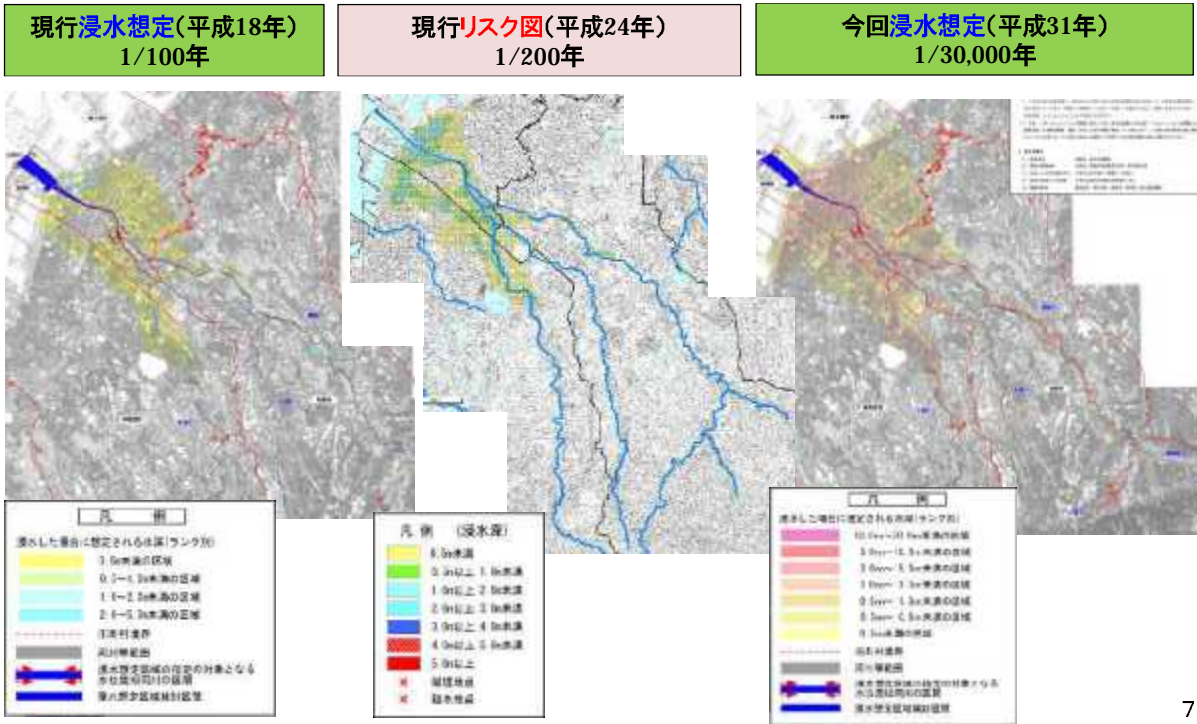
6

洪水リスク表示図の改正(浸水想定区域図と1/200)

参考

洪水浸水想定区域図及び洪水リスク表示図(1/200)との違い

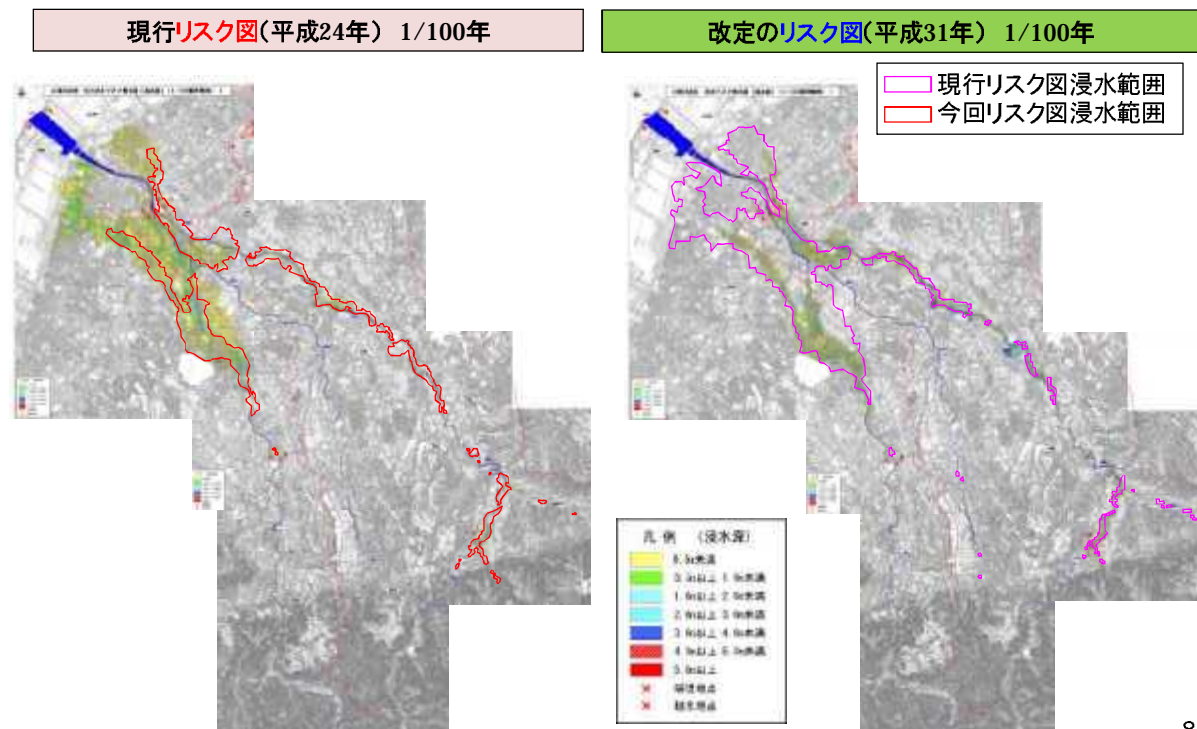
- 想定最大規模の外力、シミュレーション精度の向上、氾濫解析における中小河川をより現実的に表現。
- 現行公表と比較し、浸水区域・浸水深が増加



洪水リスク表示図の改正(1/100)

参考

- 現行リスク図と浸水想定区域図(今回)を同規模の100年に1度の洪水によって比較します。
- 牛滝川下流部500m区間が改修済となったため、下流部の浸水が減少している。



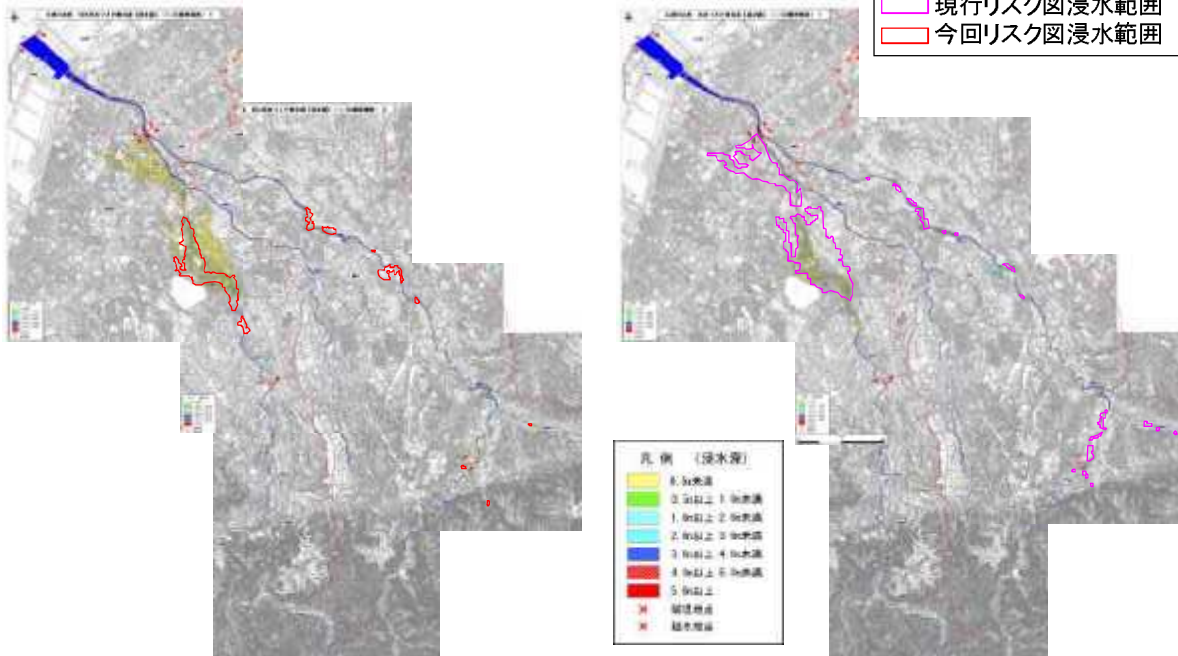
洪水リスク表示図の改正(1/30)

参考

- 現行リスク図と浸水想定区域図(今回)を同規模の30年に1度の洪水によって比較します。
- 牛滝川下流部500m区間が改修済となったため、下流部の浸水が減少している。
- 槇尾川上流部においても河川改修により、浸水範囲が減少している。

現行リスク図(平成24年) 1/30年

改定のリスク図(平成31年) 1/30年



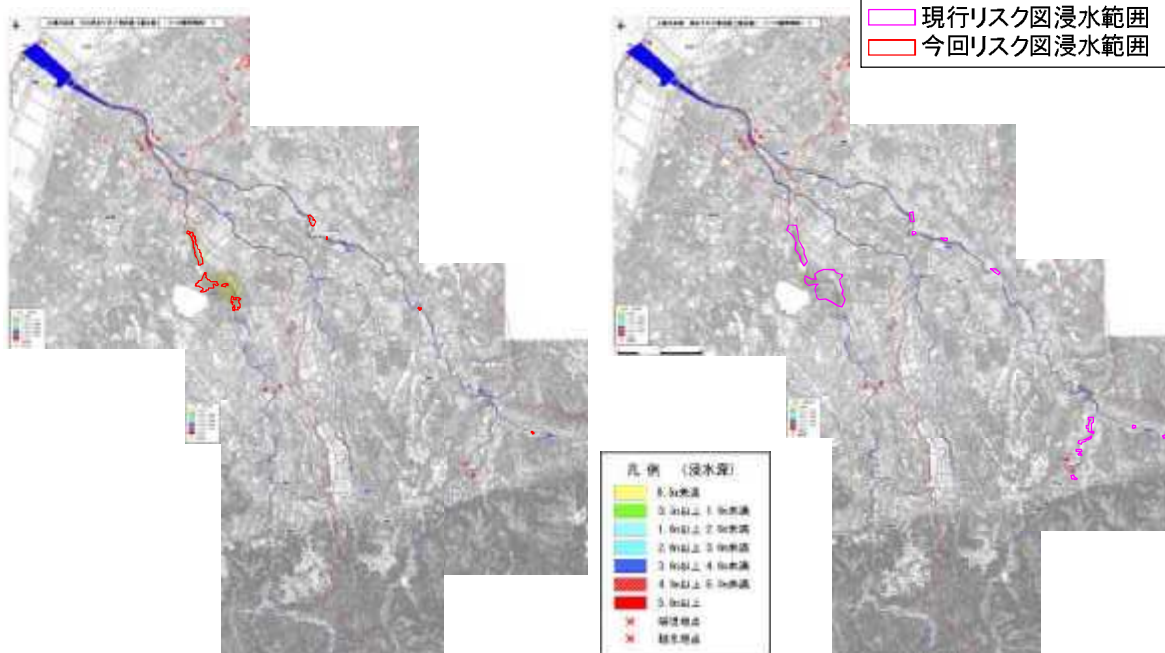
洪水リスク表示図の改正(1/10)

参考

- 現行リスク図と浸水想定区域図(今回)を同規模の10年に1度の洪水によって比較します。
- 槇尾川上流部においても河川改修により、浸水範囲が減少している。

現行リスク図(平成24年) 1/10年

改定のリスク図(平成31年) 1/10年



5年間で実施する具体的な取組の進捗管理表（H30年度末時点）

資料3

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
① 情報伝達、避難計画等に関する事項			
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年5月から大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す	大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川に関連する市町とホットライン構築済
2	高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築する	想定最大規模の高潮浸水想定区域図を検討中
3	土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する	2018年2月に実施済み
4	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年5月から土砂災害警戒区域等に指定されている堺市、和泉市とホットラインを実施する	堺市、和泉市と鳳土木でホットライン構築済
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する	大津川水系の最大規模浸水想定区域図を公表、2年度年度に着手予定
		【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	浸水想定区域図公表や国ガイドライン改訂を踏まえ、避難勧告等の発令基準等の見直しを検討
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年5月に府、市町の行政間で構築した大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す	大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川の流域市町と鳳土木で避難勧告型タイムライン作成済
		【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する	和泉市でタイムラインの検討着手
		【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	浸水想定区域図公表や国ガイドライン改訂を踏まえ、避難勧告等の発令基準等の見直しを検討
7	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	小学校区単位でのタイムライン等検討に着手
		【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	小学校区単位での避難訓練を実施や支援
8	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成	沿岸市町が連携した高潮タイムライン勉強会を実施
		【タイムラインの活用】 高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムライン	浸水想定区域図公表や国ガイドライン改訂を踏まえ、避難勧告等の発令

5年間で実施する具体的な取組の進捗管理表（H30年度末時点）

資料3

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
		の見直し等を検討する	基準等を検討
9	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【市域・町域】	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】</p> 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する	浸水想定区域図公表に合わせて、タイムラインを検討
		<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> 浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する	沿岸市町が連携した高潮タイムライン勉強会を実施
		<p>【タイムラインの活用】</p> 高潮対応タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	タイムライン作成に合わせて、風水害訓練等を実施や避難勧告等発令基準を検討
10	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】</p> ・高潮リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを検討、作成を行う ・タイムライン作成する地域（コミュニティ）の検討、調整	浸水想定区域図公表に合わせて、対象地区の選定や作成
		<p>【タイムラインの活用】</p> 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	浸水想定区域図公表に合わせて、対象地区の選定や避難訓練を実施
11	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】</p> 土砂災害警戒区域等に指定されている堺市、和泉市においてタイムライン作成済み	堺市、和泉市と避難勧告型タイムラインを作成済み
		<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する	和泉市でタイムラインの検討着手
		<p>【タイムラインの活用】</p> 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	国ガイドライン改訂を踏まえ、避難勧告等の発令基準や対象エリアを検討
12	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】</p> 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	小学校区単位でのタイムライン等検討に着手
		<p>【タイムラインの活用】</p> 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	小学校区単位での避難訓練を実施や支援
13	水害危険性の周知促進	<p>【水位周知河川の拡大】</p> 水位周知河川の拡大について検討する	想定最大降雨を対象とした浸水想定区域図を踏まえて検討予定
14	高潮災害の危険性の周知	<p>【浸水想定及び高潮水位の情報提供】</p> 想定最大規模での浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定等を行う	高潮の想定最大規模浸水想定区域図を作成中
15	ICTを活用した洪水情報の提供	<p>【情報提供の拡大】</p> ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実	水防災情報システムの更新検討に着手（2021年運用開始予定） 2018年2月土砂災害情報

5年間で実施する具体的な取組の進捗管理表（H30年度末時点）

資料3

具体的な取組の柱		
事項	主な取組内容	これまでの進捗状況
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更 	
		報システム更新済み

5年間で実施する具体的な取組の進捗管理表（H30年度末時点）

資料3

具体的な取組の柱			
事項	主な取組内容		これまでの進捗状況
16	隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	隣接市町と避難場所の利用に関する協定を締結済
17	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害・高潮）	・地域防災計画に水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設を位置づけ ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までの避難確保計画策定と避難実施に向けて周知や支援を行う	対象施設より計画書提出、訓練を実施 引き続き対象施設へ支援を実施
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
18	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	・2019年度までに大津川、槇尾川、牛滝川、芦田川、2020年度までに石津川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う	大津川流域及び芦田川の想定最大規模浸水想定区域図を検討中
19	想定最大規模の高潮に係る浸水想定区域図等の作成と周知	・2019年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う	大阪湾域の想定最大規模浸水想定区域図を検討中
20	基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う ・調査は概ね5年に1度実施する	2018年度より2巡目の基礎調査を実施中
21	水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 <p>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 	<p>大津川水系の浸水想定区域図等を2019年度前期までに公表</p> <p>大阪湾域の浸水想定区域図等を2019年度前期までに公表</p>
22	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知	災害が発生した場合、住民へ速やかに周知
23	水害の記録の整理	過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表	近年の水害記録をホームページ上で公表。 鳳土木オープンスペースで水害記録パネルを常時展示
24	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	市町の小学校で出前講座を実施、また、教諭への出前講座も実施

5年間で実施する具体的な取組の進捗管理表（H30年度末時点）

資料3

具体的な取組の柱			
事項	主な取組内容		これまでの進捗状況
25	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認		洪水リスクの高い百済川、父鬼川で危機管理型水位計を設置
26	高潮氾濫危険水位のための潮位計の整備 ・高潮氾濫危険水位の設定に必要な潮位計について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施		想定最大規模の高潮浸水想定区域図を検討中
27	システムを活用した情報共有 土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市の土砂災害に有効な取り組み事例など、様々な情報を共有できるページを作成		地区の避難訓練事例を共有
28	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進 市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）		警戒区域内の地区版ハザードマップ作成支援。区域内の施設には、ハザードマップを通知済
(2) 的確な水防活動のための取組			
① 水防体制の強化に関する事項			
29	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 ・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新等を踏まえ、特に重要な水防区域、重要水防区域の見直し ・河川、海岸管理者と関係者による施設巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川、海岸管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認		管内の府管理の河川巡視を実施
30	水防に関する広報の充実（水防回確保に係る取組） 協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する		自主防災組織リーダー研修を実施するなど活動支援
31	水防訓練の充実 大和川地域防災総合演習、市町による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する		風水害訓練等を実施、職員の習熟を図る
32	水防団（消防団）間での連携、協力に関する検討 大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る		市町において消防による訓練を実施
② 市町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
33	市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 ・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討		災害応援いただく医療施設との連携体制の検討
34	市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備） ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町庁舎の機能確保を実施する		非常用電源整備や耐水化整備を検討予定
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
35	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施		大津川水系の浸水継続時間を作成、流域市町へ説明
36	浸水被害軽減地区の指定 ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有		大津川水系の最大規模浸水想定区域図を公表、流域市町へ提供
37	流域全体での取組み ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する ・ため池の治水活用の推進		光明池を活用した芦田川の治水対策を検討・調整

5年間で実施する具体的な取組の進捗管理表（H30年度末時点）

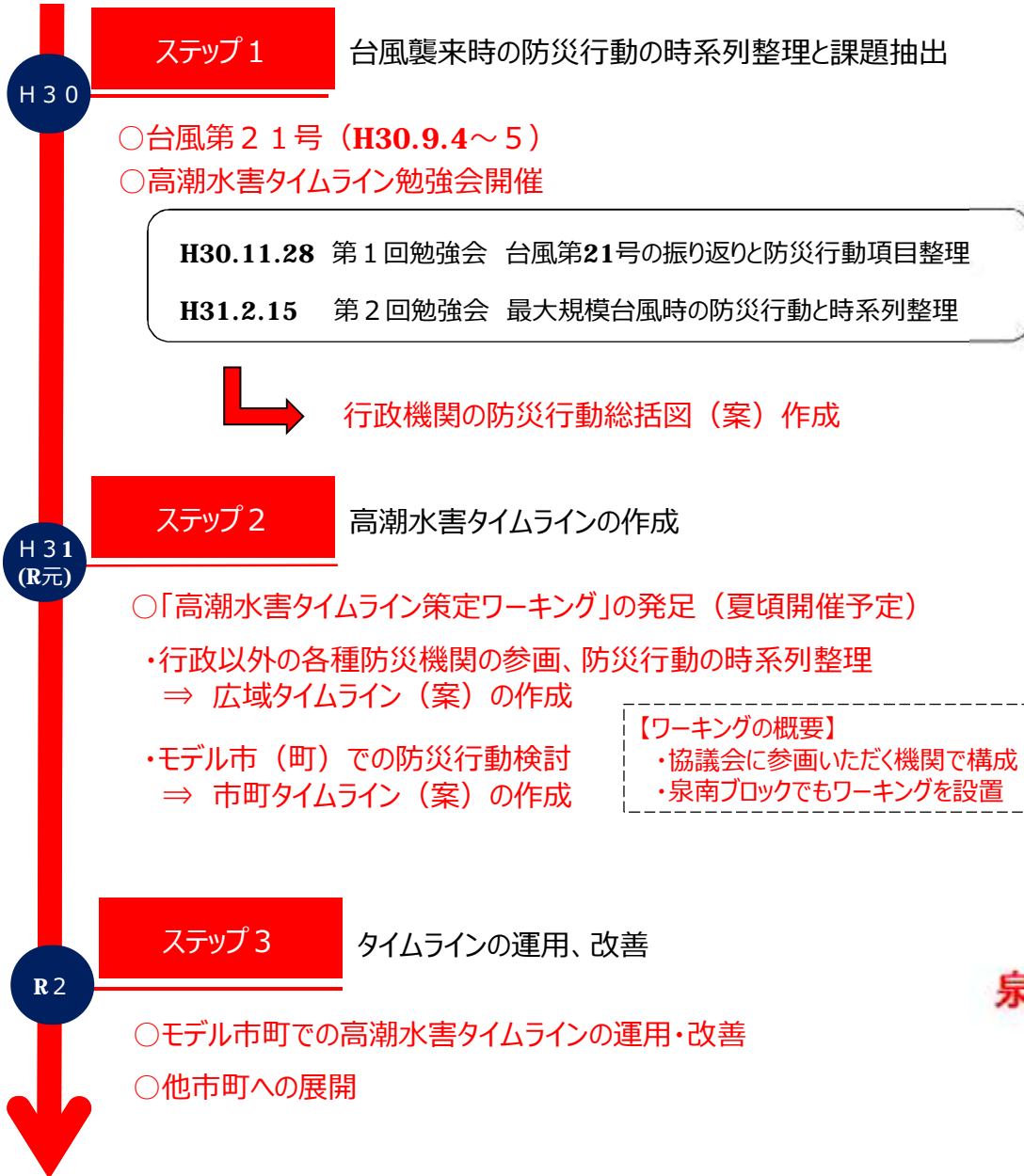
資料3

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項			
河川管理施設の整備等に関する事項			
38	堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する 土砂災害発生時の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める 河川特性マップの周知及び共有 河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木) 	河川特性マップを市町と共有 河川特性マップを踏まえ、対策箇所の決定と実施
39	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> 現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）の協議会での共有 危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討 	計画的なハード整備の実施と協議会での情報共有
40	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 計画等に基づき、府管理の樋門、水門、防潮施設等の改修を推進する 計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討 	南海トラフ地震対策による計画的なハード整備を実施
41	施設管理の高度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 【施設管理におけるドローンの活用】 今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する 	国や府域の活用事例を参考に、泉北地域内での活用方法を検討
(5) 減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援			
42	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	防災・安全交付金の効果促進事業でハザードマップ作成等が可能
43	適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 洪水リスク表示図の公表を実施 関係機関（市町開発窓口への洪水リスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 開発申請者などへのリスクの周知 	開発申請時での洪水や土砂災害リスクの周知。改訂する大津川水系の浸水想定区域図・洪水リスク表示図の公表
44	災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る 大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新 	都市整備推進センターと共催で、災害復旧・査定研修を実施
45	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整	統合災害情報システム（Dimaps）の活用に向け、国からの依頼に基づき、活用状況調査を実施
46	補助制度の活用	土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する	市において補助制度を設置、警戒区域の地区等へ周知

高潮水害タイムラインの策定について

■ 高潮水害タイムライン策定ステップ

■ 高潮水害タイムライン対象地域



「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定」

資料 5

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害 鬼怒川の堤防決壊
平成27年1月 水防法の一部改正
 - ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」策定
H27.12.11国土交通省～「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」
 - 平成28年8月台風第10号 中小河川の氾濫による逃げ遅れ
平成29年9月 水防法の一部改正
 - 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を全国の河川で加速
洪水等からの「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」実現のための抜本的な対策
 - 「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」とりまとめ
平成29年6月 国土交通省
-
- ↓改定
 - 平成30年7月豪雨等 大河川の氾濫や内水氾濫、土石流発生
 - 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）
平成30年12月 社会資本整備審議会
 - 「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定」
→「水防災意識社会」再構築する取組をより一層、充実・加速化 平成31年1月 国土交通省

「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定」

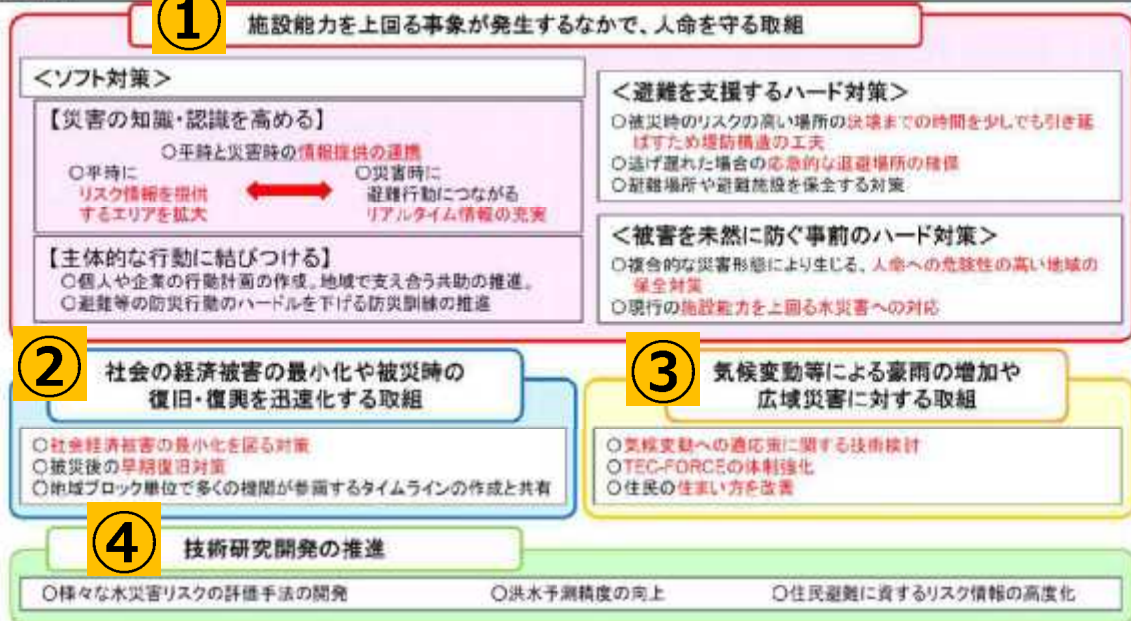
緊急行動計画の改定と泉北地域の防災・減災に係る取組方針（5年間の取組）改定の主なポイント

主な追加項目	国・緊急行動計画		泉北地域の防災・減災に係る取組方針
	改定前	改定後	
対象の気象事象	洪水	洪水 土砂 高潮 内水 複合災害	洪水（現行どおり） 土砂（現行どおり） 高潮（現行どおり） 内水（現行は対象無し） 複合災害（今後検討）
・参加機関	・行政及び水防関係機関	・メディア、利水ダム管理者、福祉追加※	・現行のとおり（必要に応じ追加）
・タイムライン	・水害対応タイムライン	・追加された気象事象のタイムライン及び多機関タイムラインを追加	・改定後のタイムラインは記載済（タイムライン各項目）
・防災施設機能を住民へ情報提供	—	・ダムや堤防等の施設効果や機能、避難の必要性に関する住民周知	・改定後に併せて(1)①に追記
・共助の仕組み強化	—	・地区防災計画等作成や地域防災リーダー育成の推進	・改定後に併せて(1)②に追記
・住民一人一人の適正な避難確保	—	・マイタイムライン作成の推進	・改定後に併せて(1)②に追記
・円滑な避難の確保	—	・避難路を保全する砂防堰堤等の整備	・改定後に併せて(4)に追記
・防災施設の整備等	—	・土砂、洪水氾濫への対策 ・多数の家屋や重要施設等の保全対策 ・本川と支川の合流部等の対策 ・重要インフラの機能確保	・改定後に併せて(4)に追記

※平成31年3月29日付_国水政第94号「大規模氾濫減災協議会」の記5の(2)参照

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

- 施設能力を上回る事象が発生するなかで、住民の「水災害の知識・認識を高め、主体的な行動に結びつけるためのソフト対策」と、住民の「避難の支援や、被害を未然に防ぐハード対策」が一体となった、人命を守る取組が必要。
- 被災後の早期復旧対策など社会経済被害を最小化する取組や、気候変動を踏まえた適応策等の研究の推進が必要。



3

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)



多層的な対策を一体的に取り組み、「水防災意識社会」の再構築を加速

4

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

<p>(1) 関係機関の連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び都道府県管理河川全ての対象河川において、水防法に基づき協議会を設置 協議会に対水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画 土砂災害への防災体制、前向きな関係機関の参画などに関する実証的な取り組みを共有するための連携体制を構築 	<p>(3) 被害軽減の取組</p> <p>① 水防体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要水防施設の共同点検・点検、出水開始に直前水防施設の水防設備等について河川管理者と水防活動に携わる関係者(建設事業者を含む)が共同して点検 水防に関する広範の民衆、水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等
<p>(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組</p> <p>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難誘導、避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施 多機能避難タイムラウンジ、多くの避難施設が防災行動を連携して実施することが必要となる都道府県の協議プラットフォームの活用 誘出施設の確保に関する情報提供、ダムや堤防等の施設の検査や機能、避難の必要性等に際して住民等へ提供 等 	<p>② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村や企業等の施設関係者への情報伝達、各地域管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討 洪水時の行方等の確保確保のための対策の実施、洪水化、災害用電源等の必要な対策については各施設管理者において逐次実施のうえ、実施状況については協議会で共有 民間企業における水害対応施設の設置を推進 等
<p>② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災教育の促進(防災教育)に関する支援を実施する学校と教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 高齢者の避難の確保、地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進 住民一人一人の適切な避難確保、マイ・タイムラインの作成等を推進 バス停等の空内避難の確保、ダム下流部の浸水想定区域の付帯・改善、水防訓練等訓練等の推進の取組となる各種取組を早期完了 等 <p>③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理型ハード対策、決壊までの時間を少しでも引き延ばす避難確保の工夫を実施する箇所への拡充 危機管理型水防計、災害時に迅速性を確保できるよう、機転を随時した低コストの水防計と設置 円滑な避難の確保、災害時の避難誘導や避難確保を促す各種取組等の実施 重要河川監視カメラ、災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報発信区であるよう、機転を随時した低コストの河川監視カメラを設置 等 	<p>(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水設備等の運用改善(国管理河川における長期貯、浸水が継続する地区等において排水作業確保計画を作成) 排水設備の耐水性の強化、下水道施設、河川の排水確保について、排水確保等リスク削減策を実施 等 <p>(5) 防災施設の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の整備(国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施) 土砂・洪水氾濫への対策、人命への被害の軽減を促す砂防堰堤・遊砂池、河川敷等の拡大等の整備 多数の家庭や重要施設等の備え対策(樹木伐採、河川敷削平を実施) 本河川と支川の治水関係等の対策(遊砂池、かさ上げ等を実施) ダム等の洪水調節機能の向上・確保(ダム貯水を推進、ダム下流河川の改修、土砂の抑制対策) 重要インフラの機能確保(インフラライフラインへの厳しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂池等の整備) 等
<p>(6) 減災・防災に関する画の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・府・市町村の防災計画の策定、事業計画の策定として地方自治体等が実施する「防災型と連携した対策」(防災型対策、大規模事業)を支援する個別補助事業を推進 TEC-FORCEの活用・機転の活用、強化、大規模自然災害の発生に備えた対応力の向上 等 	

5

緊急行動計画の改定における水防災連絡協議会の考え方(案)

- 多様な関係機関の参画について
大阪府の水防災連絡協議会においては、行政機関(国・府・市町村)、警察、消防、水防組合、インフラ・交通事業者にて構成済
- ◆改定で参画が想定される構成員の考え方
 - ・下流域に情報提供が必要なダム管理者
➔一庫ダム、箕面川ダム、滝畑ダム等の管理者は既に参画済
 - ・高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる機関
➔市町村の危機管理部署にて、適切にこれまでと同様に福祉・医療・教育等の要配慮者利用施設管理者へ周知することができることから、現構成員で対応可
 - ・雨水出水、高潮、土砂災害の対策機関
➔下水道、港湾、土木・農林関係事務所、保健所は既に参画済
 - ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者
➔交通事業者は既に参画済

<改定の背景> 平成30年7月豪雨 甚大な人的被害

平成30年7月豪雨による一般被害

9月10日14時現在

- 平成30年台風第7号及び前線等による大雨(平成30年7月豪雨)により、西日本を中心に、**広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生。**
- これにより、**死者223名、行方不明者8名、家屋の全半壊等20,663棟、家屋浸水29,766棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。**^{※1}
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。^{※2}
 - ※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,006名に発令
- 断水が最大262,322戸発生するなど、**ライフラインにも甚大な被害が発生。**^{※3}
 - ※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第7号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第56報)」(平成30年9月10日(月)14時00分)
 - ※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について」(平成30年7月8日(日)10時00分)
 - ※3: 新卒大書局「熊本県「平成30年7月豪雨」による被害状況等について」(平成30年7月14日(土)14時00分)

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



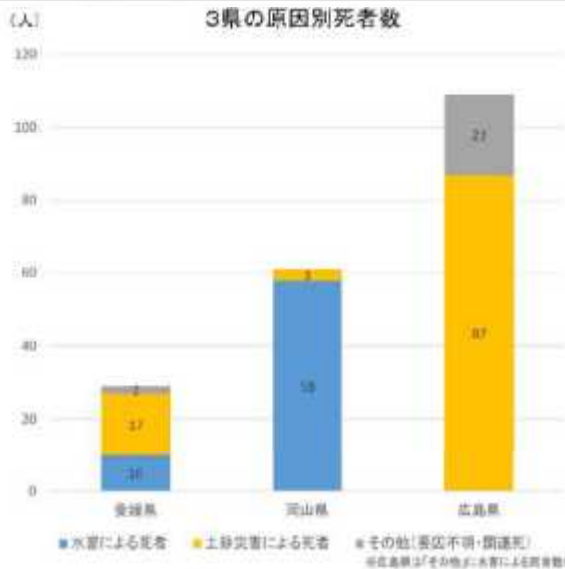
■各地で土砂災害が発生



人的被害の9割が高齢者

人的被害の特徴(死因別・年齢別)

- 被害の大きかった愛媛県、岡山県、広島県での原因別死者数をみると、広島県では土砂災害による死者数が、岡山県では水害による死者数の占める割合が多かった。
- 広島県での土砂災害による死者の約半数や岡山県倉敷市真備町での水害による死者の約9割が65歳以上であり、高齢者が多く被災した。



岡山県倉敷市真備町における年齢階層別死者数

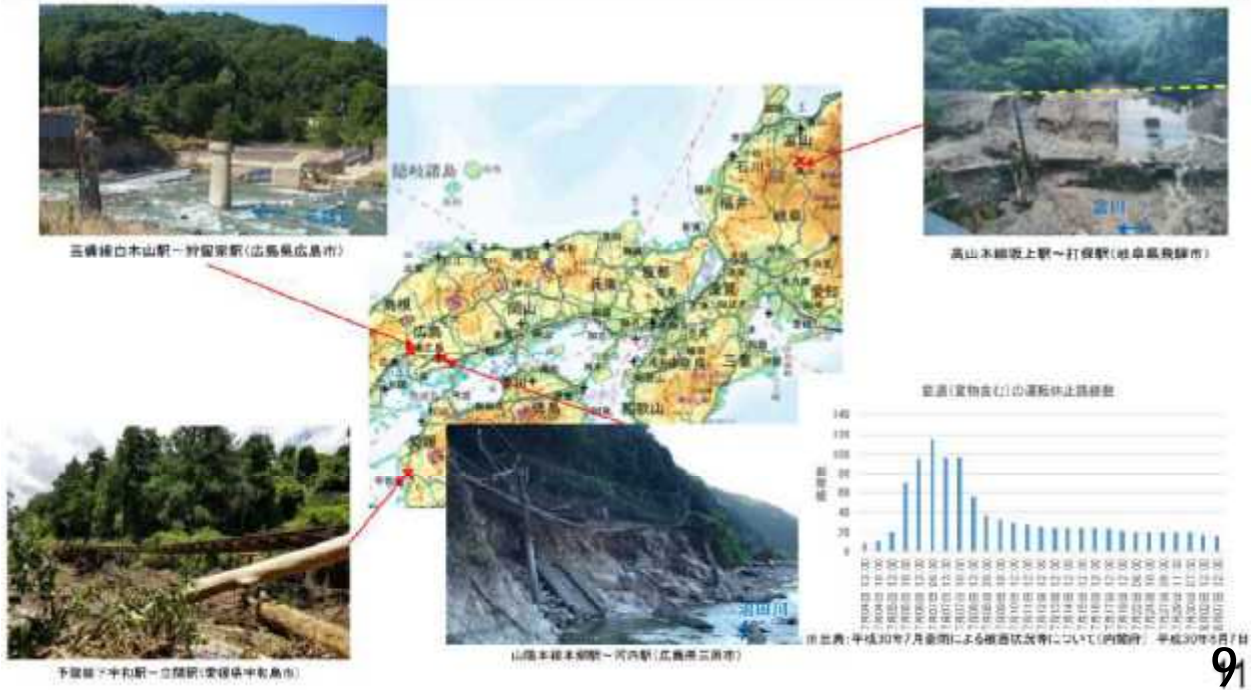
年齢階層別	真備町
65歳未満	6人(11.8%)
65歳~74歳	15人(29.4%)
75歳以上	30人(58.8%)

出典: 岡山県「平成30年7月豪雨」災害検証委員会(第2回)資料

交通・鉄道被害

平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(交通途絶による波及被害:鉄道)

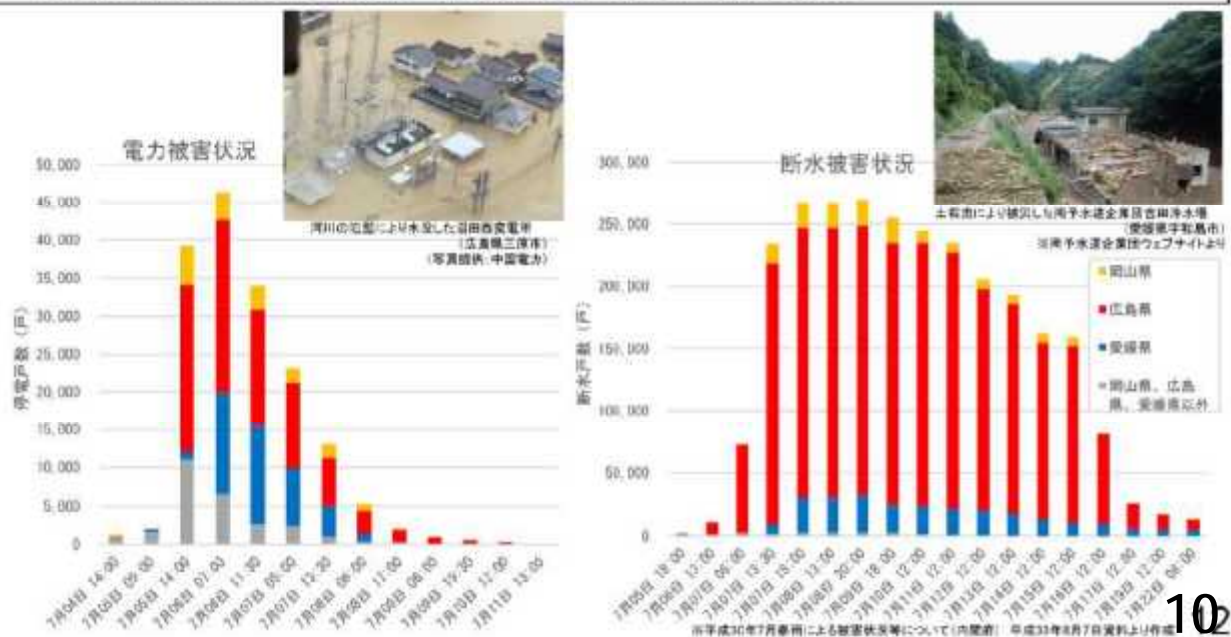
- 西日本を中心に、鉄道は、土砂流入や線路冠水、橋梁流出等により、最大で32事業者、115路線で運転休止。
- 通勤・通学への支障のほか、幹線でも大きな被害が発生したことから、広域の貨物輸送にも影響(JR貨物の輸送量の約33%で運転中止)。



ライフライン被害

平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(ライフライン被害)

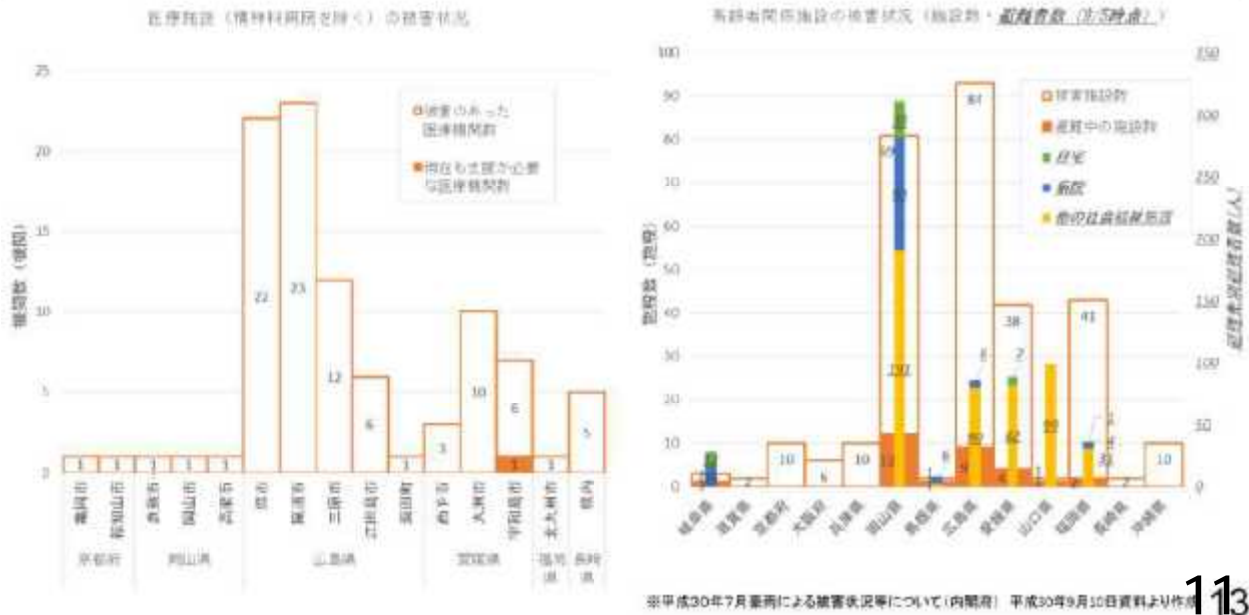
- 電気、水道ともに、西日本を中心に広範囲な地域で被害が発生。
- 停電による被害は、特に広島県、愛媛県、岡山県等が多いが、住民が住んでいる地域については7月13日に復旧済み。
- 断水による被害についても、特に広島県、愛媛県、岡山県等で多く、浄水場やポンプ場が土砂崩れにより被災し、仮設施設の設置が必要な呉市や宇和島市において復旧に時間を要した。



医療・高齢者施設被害

平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(医療・介護施設の被害)

- 医療施設では全国で95機関で被害が発生し、9月5日時点でも1施設で給水が必要。
- 大規模な氾濫が発生した倉敷市真備地区にあるまび記念病院では、7日午前4時頃から浸水が発生し、避難してきた近隣住民も合わせて約300人が孤立状態に陥った。
- 高齢者関係施設では、257施設で雨漏りや床上浸水等の被害が発生し、9月5日時点でも全国30施設合計657人が避難中。



113

複合災害、重要インフラ影響、避難経路被災

平成30年7月豪雨での土砂災害による被害の特徴

- がけ崩れ・土石流等の直接的に人家に被害をあたえるような土砂災害に加え、河床上昇により水と土砂が広範囲に氾濫(土砂・洪水氾濫)して堆積した土砂が救助・捜索活動や復旧復興を妨げるなど、社会経済に甚大な被害が発生。
- 浄水場などのライフライン施設や高規格道路などの重要交通網等が被災し、国民生活に重大な影響を与えた。
- 土石流や土砂・洪水氾濫により、避難経路や避難所が被災したため、避難したくても避難できない地域が発生した。
- 定期点検では大きな変状が認められていなかった石積の砂防堰堤が破損・流出した。



112

ソフト対策

これまでの取り組み

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進しており、平成31年度末までに基礎調査完了を予定。
- 土砂災害警戒情報の精度向上及び周知に努めてきたところ。
- ハザードマップの整備や防災訓練を実施してきたところ。

今回の災害での課題

- 避難すべき人が避難できていない。
 - ・ 土砂災害のリスクを適切に認識できていない。
 - ・ 避難所まで避難するのは危険と判断している。
 - ・ 避難しようとしたときにはすでに安全な避難所に到達できる状況に無くなっている。
 - ・ 一方、地域の呼びかけ等により、避難を実施し難を逃れた例がある。
- 平成30年7月豪雨の被災地では、土砂災害警戒区域指定のための基礎調査が完了しておらず、区域指定に至っていなかった地域が存在。
- 土砂災害警戒区域に指定され、ハザードマップが周知されていたが、住民が避難せず被災した事例があった。
- 土砂災害により人的被害(死者)が発生したすべての地域において土砂災害警戒情報が発表されていたが、発災前の避難勧告発令は75%だった。
- 堰堤が整備されている安心感から住民が避難せず被災した事例があった。

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (国・緊急行動計画(H31.1)改訂を踏まえた事務局案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年5月から大津川、横尾川、牛滝川、石津川、芦田川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）		想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築する
土砂災害警戒情報の見直し		土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）		2017年5月から土砂災害警戒区域等に指定されている堺市、和泉市とホットラインを実施
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【広域】		<p>【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する</p>
	一部修正	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【市域・町域】		<p>【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した大津川、横尾川、牛滝川、石津川、芦田川のタイムラインを作成 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す</p> <p>【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い協議会で実施内容を共有する</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
	一部修正	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【コミュニティ】		<p>【タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
	一部修正	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【広域】		<p>【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
	一部修正	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【市域・町域】		<p>【避難勧告型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する</p> <p>【多機関連携型タイムラインの作成】 浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、特別警戒水位を設定した場合は、市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、協議会で実施内容とする</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになっ</p>
	一部修正	

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (国・緊急行動計画(H31.1)改訂を踏まえた事務局案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
一部修正	題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する	

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (国・緊急行動計画(H31.1)改訂を踏まえた事務局案)

具体的な取組の柱	
事項	主な取組内容
<p>具体的な取組</p> <p>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【コミュニティ】</p> <p>一部修正</p>	<p>【タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを検討、作成を行う ・タイムライン作成する地域（コミュニティ）の検討、調整 <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
<p>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン） 【市域】</p> <p>一部修正</p>	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】</p> <p>土砂災害警戒区域等に指定されている堺市、和泉市においてタイムライン作成済み</p> <p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <p>市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
<p>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン） 【コミュニティ】</p> <p>一部修正</p>	<p>【タイムラインの作成】</p> <p>土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
<p>水害危険性の周知促進</p> <p>高潮災害の危険性の周知</p>	<p>【水位周知河川の拡大】</p> <p>水位周知河川の拡大について検討する</p> <p>【浸水想定及び高潮水位の情報提供】</p> <p>想定最大規模での浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定等を行う</p>
<p>ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 避難計画作成の支援ツールの充実</p> <p>一部修正</p>	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新） ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台） ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映
<p>防災施設の機能に関する情報提供の充実</p> <p>追加項目</p>	<p>貯留施設や堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施</p>
<p>隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等</p>	<p>災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う</p>
<p>要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・高潮・土砂災害）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設を位置づけ ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までの避難確保計画策定と難実施に向けて周知や支援を行う

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (国・緊急行動計画(H31.1)改訂を踏まえた事務局案)

具体的な取組の柱	
事項	主な取組内容
<p style="text-align: center;">具体的な取組</p>	
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
<p><u>浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（洪水）</u></p> <p style="text-align: center;">一部修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに大津川、槇尾川、石津川、芦田川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水表示図の更新、公表を行う
<p><u>浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（高潮）</u></p> <p style="text-align: center;">一部修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う
<p><u>基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査1巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変更があれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う ・調査は概ね5年に1度実施する
<p><u>水害ハザードマップの改良、周知、活用</u> <u>ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実</u></p> <p style="text-align: center;">追加項目</p>	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、付等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 <p>【土砂災害ハザードマップの作成（更新）と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる ・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 <p>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、付等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施
<p><u>浸水実績等の周知</u></p>	<p>協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知</p>
<p><u>水害の記録の整理</u></p>	<p>過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表</p>
<p><u>災害リスクの現地表示</u></p> <p style="text-align: center;">追加項目</p>	<p>まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討</p>
<p><u>防災教育の推進</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育充実される取組みの強化 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施 ・出前講座などによる防災教育の推進

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

(国・緊急行動計画(H31.1)改訂を踏まえた事務局案)

具体的な取組の柱		
事項		主な取組内容
具体的な取組 共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">追加項目</div>		・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓 及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の 及びその状況を共有 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援
住民一人一人の避難計画・情報マップの作 成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">追加項目</div>		・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有
洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整 備		・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整 実施 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認
洪水予測や水位情報の提供の強化 高潮氾濫危険水位のための潮位計の整備		・高潮氾濫危険水位の設定に必要な潮位計について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施
システムを活用した情報共有		土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有で ページを作成
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促 進		市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、そ 外の箇所は2021年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）
応急的な退避場所の確保 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">追加項目</div>		安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか
(2) 被害軽減の取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確 認		・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川、海岸管理者と関係者による施設巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、海岸管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認
水防に関する広報の充実（水防団確保に係 る取組）		協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体 広報の進め方について検討する
水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進		大和川地域防災総合演習、市町による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する
水防関係者間での連携、協力に関する検討		大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間（消防団）の連携を区
② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者 への情報伝達の充実		・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討
市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のた めの対策の充実（耐水化、非常用発電機等 の整備）		・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町庁舎の機能確保を実施する

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (国・緊急行動計画(H31.1)改訂を踏まえた事務局案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善		<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 排水計画の実施
浸水被害軽減地区の指定		<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 他事例の情報収集、共有
流域全体での取組み		<ul style="list-style-type: none"> 既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進 ため池の治水活用の推進
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		
河川管理施設の整備等に関する事項		
堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)		<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する 土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める 河川特性マップの周知及び共有 河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について議会で共有
本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">追加項目</div>	【2018年の緊急点検 河川砂防】 <ul style="list-style-type: none"> 堤防強化対策等を整備 樹木、堆積土砂等の撤去 土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)		<ul style="list-style-type: none"> 現行整備内容(余裕高部、パラペット、天端部の補強等)の協議会での共有 危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討
重要インフラの機能確保	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">追加項目</div>	【下水道】 <ul style="list-style-type: none"> 下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">追加項目</div>	【2018年の緊急点検 海岸】 <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高い箇所において、耐震対策、非常用発電機を整備
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> 計画等に基づき、府管理の樋門、水門、防潮施設等の改修を推進する 計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討
施設管理の高度化の検討		【施設管理におけるドローンの活用】 <ul style="list-style-type: none"> 今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (国・緊急行動計画(H31.1)改訂を踏まえた事務局案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町開発窓口への洪水リスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知 	
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新 	
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（DiMAPS）の利用促進に向けた国との調整	
補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する 	



高潮

与の

済み

や夕

え夕

高潮
ン

孔

高潮

高潮
共有

と課



え、夕

の

え、夕

義会

避

公

司

化が

〈想

事

民

災害

し、

〈想

事

民

育が



練

実施



備を



きる

以

論



的な



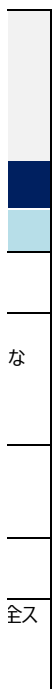
る





協

援



泉北地域の防災・減災に係る取組方針

平成30年5月29日策定

令和元年5月〇〇日改定

泉北地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

また、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ります。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申）、平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申）、平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両管申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づき協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
 - ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めることにも、
それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・浸水警戒等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水警戒等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
 - ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
 - ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
 - ・危機管理型水位計：都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
 - ・危機管理型ハート対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

その他、検査に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、普及に検討。
・治水等河川地域の向上等、治水から流出防止への河川における治水・治水・治水
・水リスクの低減に資する治水・治水・治水

(3) 的確な水防活動のための取組

- ①水防体制の強化に関する事項
 - ・重要水防箇所共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
 - ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
 - ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
 - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するためのの方策を実施 等 (他3項目)

・流水による河川下流への浸水流出防止、河川浸水時の被害軽減等の対策。
・河川下流への浸水流出防止、河川浸水時の被害軽減等の対策。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会」再構築プロジェクトに基づき協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確定し、取組対象河川の取組内容を記載した「地域の取組方針」を公表	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組内容をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容を公表	



協議会の開催状況

- ＜協議会での取組事項＞
- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - ②水害対応タイムラインの作成・改善
 - ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
 - ④近隣市町村への避難体制の整備
 - ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
 - ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整等

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
 ○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬まで、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了	平成30年度までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了	平成31年度までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了	平成32年度までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了	平成33年度までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了

水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
 ○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成30年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川と合わせ、約2,500河川で水害危険性を周知)	平成31年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知	平成32年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
 ○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理業者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめられた取組については協議会等の場でも共有	平成30年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	平成31年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	平成32年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施

防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
 ○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手	平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	平成31年度までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	平成32年度までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	平成33年度までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組みむべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づき協議会を結成
- ・協議会に治水ダム管理課やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・県民啓発利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を促るとともにそれに基づき避難訓練を実施
 - ・多機能避難タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
 - ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
 - ・互助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
 - ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
 - ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前編となる基礎調査の早期完了等
- ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
 - ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を供給する箇所の拡充
 - ・危機管理型水防計：災害時に危険性を迅速に把握できるよう、機能を限定した低コストの水防計を設置
 - ・円滑な避難の確保：代替的な避難所や避難路を保全する砂防堤防等の整備
 - ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある状況情報を把握できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「基本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初期対応能力の向上

(3) 被害軽減の取組

- ① 水防体制に関する事項
 - ・重要水防当所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防助肝や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
 - ・水防に関する広報の充実：水防品野に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施等
- ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項
 - ・河川行政等との相互関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
 - ・洪水時の行政等の役割確保のための河川の治水・耐水化：非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において調査実施のうえ、実施状況については協議会等共有
 - ・民間企業における水害対策（RCP）の普及を推進等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、渾水が滞留する地区等において排水作業手続計画を作成
- ・排水施設の耐水性の強化：下水処理場、河川の排水機場等において、排水施設停止リスク低減策を推進等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設等の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への甚しい被害を防止する砂防堤防・遊砂地、河川断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の現金対策：樹木伐採、河川断面等を整備
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム発生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラライフラインへの著しい被害を防止する砂防堤防、海岸防衛等の整備等

泉北地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉北地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「泉北地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「泉北地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「泉北地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「泉北地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 「泉北地域」に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前項（1）（2）（3）（4）の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉北地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、構成員より選出した会長職務代理者が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府鳳土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付 則)

この規約は、平成16年6月17日から実施する。

この規約は、平成24年6月21日から実施する。

この規約は、平成29年12月19日から実施する。

この規約は、平成30年5月29日から実施する。

この規約は、令和元年5月30日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
堺市長
和泉市長
泉大津市長
高石市長
忠岡町長

(自治体関係)

府鳳土木事務所長
府泉北地域防災監
府富田林土木事務所長
府港湾局総務企画課長
府環境農林水産部水産課長
府南部流域下水道事務所長
府泉州農と緑の総合事務所長
府和泉保健所長

(国関係)

大阪管区気象台長

(警察機関)

府堺警察署長
府北堺警察署長
府西堺警察署長
府南堺警察署長
府黒山警察署長
府泉大津警察署長
府和泉警察署長
府高石警察署長

(消防機関)

堺市消防局長
和泉市消防長
泉大津市消防長
忠岡町消防長

(占用事業者)

関西電力株式会社 大阪支社 南大阪地域統括長
西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害対策室担当課長
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部部長
大阪広域水道企業団南部水道事業所長

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長
南海電気鉄道株式会社 工務課長
阪堺電気軌道株式会社 技術課長
泉北高速鉄道株式会社 技術部審議役兼土木課長

(陸上自衛隊)

陸上自衛隊信太山駐屯地 第37普通科連隊 第3科長

【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

(別表2)

(自治体関係)

府泉北地域防災監
府鳳土木事務所 建設課長
府事業管理室 事業企画課 参事
府河川室 河川整備課 参事
府港湾局 危機管理グループ課長補佐
府環境農林水産部水産課企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐
堺市危機管理室長
堺市土木部長
堺市下水道部長
和泉市危機管理監
和泉市都市デザイン部長
和泉市上下水道部長
泉大津市総合政策部危機管理監
泉大津市都市政策部長
高石市総務部長
高石市土木部長
忠岡町町長公室長
忠岡町産業まちづくり部長

(国関係)

大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年5月から大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す
2	高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築する
3	土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する
4	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年5月から土砂災害警戒区域等に指定されている堺市、和泉市とホットラインを実施
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【広域】	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する</p>
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【市域・町域】	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す</p> <p>【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い協議会で実施内容を共有する</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
7	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
8	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【広域】	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		
事項		主な取組内容
	具体的な取組	
9	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【市域・町域】	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する</p> <p>【多機関連携型タイムラインの作成】 浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、協議会で実施内容を共有する</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
10	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを検討、作成を行う ・タイムライン作成する地域（コミュニティ）の検討、調整</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
11	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン） 【市域】	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている堺市、和泉市においてタイムライン作成済み</p> <p>【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
12	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン） 【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する</p>
13	水害危険性の周知促進	<p>【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する</p>
14	高潮災害の危険性の周知	<p>【浸水想定及び高潮水位の情報提供】 想定最大規模での浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定等を行う</p>
15	ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 避難計画作成の支援ツールの充実	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新） ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台） ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		
事項	具体的な取組	主な取組内容
16	防災施設の機能に関する情報提供の充実	貯留施設や堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施
17	隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う
18	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・高潮・土砂災害）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設を位置づけ ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までの避難確保計画策定と避難実施に向けて周知や支援を行う
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
19	浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（洪水）	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに大津川、樫尾川、石津川、芦田川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う
20	浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（高潮）	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う
21	基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査1 巡回が完了し、29年度より2巡回の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う ・調査は概ね5年に1度実施する
22	水害ハザードマップの改良、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施
23		<p>【土砂災害ハザードマップの作成（更新）と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる ・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 <p>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
24	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知
25	水害の記録の整理	過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表
26	災害リスクの現地表示	まるごとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討
27	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施 ・出前講座などによる防災教育の推進
28	共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援
29	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有
30	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計の配置状況を確認
31	洪水予測や水位情報の提供の強化 高潮氾濫危険水位のための潮位計の整備	・高潮氾濫危険水位の設定に必要な潮位計について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施
32	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成
33	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2021年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）
34	応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
(2) 被害軽減の取組		
①水防体制の強化に関する事項		
35	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川、海岸管理者と関係者による施設巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、海岸管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認
36	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する
37	水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	大和川地域防災総合演習、市町による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する
38	水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
39	市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討
40	市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町庁舎の機能確保を実施する
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
41	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施
42	浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有
43	流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進

泉北地域・目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		
河川管理施設の整備等に関する事項		
44	堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有
45	本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 【2018年の緊急点検 河川砂防】 ・堤防強化対策等を整備 ・樹木、堆積土砂等の撤去 ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備
46	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行整備内容（余裕高部、バレット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討
47	重要インフラの機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 【下水道】 ・下水道管理者において、水害時における3 C Pの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援 【2018年の緊急点検 海岸】 ・緊急性の高い箇所において、耐震対策、非常用発電機を整備
48	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等に基づき、府管理の樋門、水門、防潮施設等の改修を推進する ・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する ・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討
49	施設管理の高度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
50	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業の周知
51	適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町開発窓口への洪水リスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知
52	災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新
53	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・統合災害情報システム（DIMAPS）の利用促進に向けた国との調整
54	補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する